

# 三井相續会記念福祉基金

## 助成先募集要項



公益財団法人

京都地域創造基金

Kyoto Foundation for Positive Social Change

### 三井相続会記念福祉基金とは

財団法人三井相続会（以下、相続会）が2013（平成25）年度に解散されたことによる残余財産（約1,100万円）を公益財団法人京都地域創造基金（以下、当財団）が寄付として受け入れることで引き継ぎ、当財団内に「三井相続会記念福祉基金」を創設しました。

相続会設立90周年である2017（平成29）年度から3年間、障がいのある子どもたちの教育環境整備のために助成を行ないます。

### 助成趣旨・目的

相続会は1927年（昭和2年）6月7日の設立以来、青年や貧困世帯の子どもたちの奨学制度や身体障がい者の教育環境の整備に取り組んでこられました。これら相続会の約90年間の実績や理念を、現代社会に照らし合わせ、三井相続会記念福祉基金は、社会的認知のすすんでいない障がいをもつ子どもたちや若者を対象とした、学びや教育環境を支える事業に助成をすることにより、障がいをもつ人たちの自立とよりよい福祉社会に貢献することを目的としています。

## **1、 助成対象事業**

学校等教育機関と連携して実施する障害を持つ子どもの教育に貢献する非営利の事業（以下参照）。

- ・ 障害をもつ子どもの学習支援
  - ・ 障害を持つ方の教育・学習環境の整備（施設や備品整備も可、ただし施設・備品整備のみを目的とした事業は対象外）
  - ・ 就職（将来）に向けて学習支援
  - ・ 親子参加型の学習支援
  - ・ 2017年12月～2020年11月までの3年間に事業を行ない、一定の成果を生み出し、2021年1月末までに事業成果報告を提出することができること。
- ※ 重点：社会的認知のすすんでいない障害をもつ子どもや若者を対象とした事業や、既存の教育環境で十分に提供できていない、または解決されていない課題に対応する、学習や教育の機会や場面、手法に取り組む事業を重視する。

## 2、 助成対象団体

以下の2つの条件を全て満たす団体。

①京都府内に事務所を有する団体

②以下のいずれかに該当する団体

- ・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 公益財団法人、公益社団法人、非営利型の一般財団法人・一般社団法人
- ・ 学校法人
- ・ 京都府内の公立学校
- ・ 任意団体（非営利かつ公益目的の団体であることを定款・規約等で確認できる団体に限る）

## 3、 助成金額／件数（予定）

- ・ 助成額：1事業あたり500万円以内（3年総額）
- ・ 助成件数：1件
- ・ 助成金の使途：申請事業にかかる費用は全て対象。ただし施設や備品整備については、助成対象事業の趣旨に従い、申請額内に占める割合の50%を上限とする。
- ・ 助成金交付手続き：採択後に提出される初年度収支計画をもとに申請した金額を交付。2年目、3年目は進捗報告と次年度収支計画をもとに支出。

## 4、 助成先選考方法

### ・ 選考基準

当財団の助成方針（ガイドライン）及び、助成褒賞選考委員会設置要領に基づき、以下のとおりとします。

趣旨合致性：本助成プログラムの趣旨に合致しているか。（対象事業に記載している「重点」としている内容に合致しているか）

必要性：対象となる子どもたちや学校等のニーズが高く、本助成金が不可欠な事業か。

具体性：事業内容、整備する備品や施設の内容、スケジュールや予算が具体的に妥当か。

実現可能性：助成金により実現することができる体制や計画、内容になっているか。

継続性：整備した備品や施設が効果的に将来（2020年度以降）も活用されるものかどうか。

以上の選考視点をもとに、開示されている団体情報と申請書類及びヒアリング等の情報により選考会において審査選考を行ないます。

- ・ 選考会

当財団の助成褒賞選考委員会設置要領に基づき、以下の通り選考会を設置し、5名の選考委員により審査選考を行ないます。選考結果は11月中旬頃に文書にて通知します。

## 5、 助成申請方法

- ・ 助成先募集期間：2017年7月18日（火）～10月31日（火）

\* 申請書は最終日午後5時必着

- ・ 募集期間内のできる限り早い時期に、京都地域創造基金に申請相談をしてください。助成趣旨や申請方法をご説明いたします。
- ・ 申請相談後、公益活動ポータルサイト「きょうえん」  
(<http://kyo-en.canpan.info/>) に団体登録し、(特活)きょうと NPOセンターが実施する社会的認証ステップ1を取得(ただし公立学校については応相談)した上で、所定の助成申請書(申請相談時にお渡しします)を、〆切日時までに当財団に郵送もしくは持参で提出ください。

## 6、 問い合わせ、相談、申請書提出先

公益財団法人 京都地域創造基金 担当：可児

〒602-0862

京都市上京区河原町通丸太町上る出水町284 (西三本木通丸太町上る200m)

電話：075-257-7883 FAX：075-257-7884

メール：[office@plus-social.jp](mailto:office@plus-social.jp)

受付時間：午前9時から午後5時(土日祝休、8月11日から20日夏期休業)